

高等学校等就学支援金の申請（R2.7月～R3.6月）について

国の就学支援金支給に係る7月時の申請（令和2年7月から令和3年6月（高校3年生は令和3年3月）までの期間）の申請書を配付いたします。

提出忘れ等で提出期日が過ぎた場合、法律により遡っての支給は出来ませんので、以下の説明を充分にお読みいただき、必要書類等をご準備のうえご提出ください。

提出期限 7月10日(金)【期日厳守】【全員提出】

※記入方法や詳しい内容を学校ホームページにて掲載してありますのでご確認ください。

※対象の有無がわからない場合は、未記入ではなく学校に問い合わせてください。



← 記入方法や詳しい内容はこちら

◆就学支援金の対象とならない世帯

保護者の課税標準額×6%－市町村民税調整控除額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算）の父母合算が304,200円以上の場合、就学支援金を受けることができません。※100円未満の端数は切捨てを行い父母合算してください。同封の『高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書』（様式第1号（その2））に生徒名を記入し、『高等学校等就学支援金 ～ 申請しません』『申請しない場合の理由』いずれにもチェック等の上、提出してください。その他ご準備いただく書類はありません。

◆就学支援金の対象となる世帯

保護者の課税標準額×6%－市町村民税調整控除額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算）の父母合算が304,200円未満の場合、就学支援金を受けることができます。※100円未満の端数は切捨てを行い父母合算してください。

就学支援金の対象となる世帯が提出する書類

- (イ)『高等学校等就学支援金』（様式第1号（その2））
- (ロ)『令和2年度課税証明書（原本）』 必ず令和2年度分が必要になります。
※特別徴収税額の決定通知書等は不可。
- (ハ)『高等学校等就学支援金等に係る課税証明書（補足）』
※課税証明書に市町村民税調整控除が記載されていない場合必ず提出してください。

役所にて、就学支援金用に取り寄せた課税証明書は「原本」を提出してください。

**必要書類を配付時の封筒に入れ、のり付けしてから担任へご提出下さい。
（全都道府県対象の制度ですので、全員提出です）**

◆支給要件

- I、生徒が日本国内に住所を有すること
- II、高等学校に在学していること
- III、課税証明書に記載されている『課税標準額×6%－市町村民税調整控除額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算）の父母合算』が304,200円未満の世帯であること。※100円未満の端数は切捨てを行い父母合算してください。

上記I～IIIの条件に満たせば、所得判定額に応じて月額9,900円もしくは月額33,000円の支給を受けることが出来ます。

また、保護者が海外赴任などで課税証明書の提出ができない場合でも、支援金を受給できることがありますので事務局までご連絡ください。

◆年間支給額 表

ランク	課税標準額×6% -市町村民税調整控除額の合算	年収のめやす	支援金 月額	年間支給額 12ヶ月分
A	154,500円未満	約590万円未満	月額33,000円	396,000円
B	154,500円～ 304,200円未満	約590万円～ 910万円未満	月額9,900円	118,800円
対象外	304,200円以上	約910万円以上	対象外	支給なし

◆提出物 チェック表 （※提出前に再度ご確認ください。）

対 象	<input type="checkbox"/>	「高等学校等就学支援金」（様式第1号（その2）） ※表面…氏名、ふりがな、生年月日、住所、連絡先、年組番、在学期間 ※裏面…【保護者の収入の状況について】に全て記入している。
	<input type="checkbox"/>	父母お二人の課税証明書を添付 または、注意事項④⑤の内容通り記入している。 ※「令和2年度」で「304,200円未満」である。
	<input type="checkbox"/>	「高等学校等就学支援金等に係る課税証明書（補足）」 ※課税証明書に市町村民税調整控除が記載されていない場合必ず提出してください。
対象外	<input type="checkbox"/>	「高等学校等就学支援金」（様式第1号（その2）） ※生徒名を記入し、『高等学校等就学支援金 ～ 申請しません』と『申請しない場合の理由』にチェック等している。

※就学支援金・授業料支援補助金は別の申請手続きとなるため同封しないでください。

お問合せ先：四天王寺高等学校 事務局 総務課 庶務係 電話：06-6772-6201